

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 68 号の概要

1. 経緯

- (1) 遊漁によるくろまぐろの採捕については、令和 3 年 3 月に発出された日本海・九州西広域漁業調整委員会指示（以下「委員会指示」という。）第 66 号に基づき、令和 3 年 6 月 1 日から、以下を義務付けた。
- ① 30 キログラム未満の小型魚の採捕禁止
 - ② 30 キログラム以上の大型魚を採捕した場合の水産庁への報告
- (2) 令和 3 年 6 月 1 日以降、当初想定していた水準を大幅に上回る採捕数量となり、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組みに支障を来すおそれがあると認めたことから、令和 3 年 7 月の委員会指示第 67 号に基づき、令和 3 年 8 月 21 日から令和 4 年 5 月 31 日までの間、遊漁による大型魚の採捕を禁止した。
- (3) 今般、上記の委員会指示の後継措置として、令和 4 年 6 月以降の遊漁によるくろまぐろの採捕に係る委員会指示を発出するもの。

2. 委員会指示第 68 号の概要

(1) くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限

遊漁者による小型魚の採捕を禁止。意図せず採捕した場合は直ちに海中に放流しなければならない。

(2) くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限

ア 1 人 1 日あたり 1 尾を超えて大型魚を保持してはならない。大型魚を保持した者が別の大型魚を採捕した場合は、直ちに海中に放流しなければならない。

イ 遊漁者が大型魚を採捕した場合は、重量等を報告しなければならない。※従来の報告事項に遊漁船の情報を追加。

ウ 委員会会長は、大型魚の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、遊漁者による大型魚の採捕を禁止する旨、公示する。

※期間指定の考え方

- ・全海区における採捕数量が以下の表の上段の時期ごとに下段の数量を超えるおそれがある場合：当該時期の末日まで採捕を禁止する。

時 期	R 4 年 6 月	7 ～ 8 月	9 ～ 10 月	11 ～ 12 月
数 量	10 トン	10 トン	10 トン	10 トン

- ・全海区における令和 4 年 6 月 1 日からの採捕数量の累計が概ね 40 トンを超えるおそれがある場合：令和 5 年 3 月 31 日まで採捕を禁止する。

エ 遊漁者は、ウの公示により大型魚の採捕が禁止された期間中は、大型魚を採捕してはならない。意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

(3) 指示の有効期間

令和4年6月1日から令和5年3月31日までとする。